

平成 22 年 2 月 11 日

受益者の皆様へ

三菱UFJ 投信株式会社

**「三菱UFJ 欧豪リートファンド（毎月決算型）」
投資信託約款の変更（予定）のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「三菱UFJ 欧豪リートファンド（毎月決算型）」に關しまして、商品性維持の観点から、下記のとおりファンドの投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせ申し上げます。

何卒、この投資信託約款の変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

「三菱UFJ 欧豪リートファンド（毎月決算型）」
（以下、「本件ファンド」といいます。）

2. 約款変更の内容

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合制限の撤廃
（詳しくは次頁および同封のQ & Aをご参照ください。）

3. 約款変更の理由

本件ファンドは、インデックスファンドであるヨーロッパ・リート・マザーファンド受益証券およびオーストラリア・リート・マザーファンド受益証券を通じて、欧州およびオーストラリアのリートへの投資を行いますが、昨今のリート市況の変化を受け、各マザーファンドが連動をめざす指数において、構成比率の高い銘柄の割合がさらに上昇する傾向にあります。その結果、当ファンドにおいても実質的な上位組入銘柄の投資割合が上昇する傾向にあり、当ファンドの信託約款に定める同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合に関する投資制限のため、今後、運用の基本方針に沿った運用に支障が出ることも想定されます。こうした状況を踏まえ、弊社では、商品性維持の観点から、当該投資制限を撤廃する約款変更を行うことが、受益者の皆様の利益に資するものと判断致しました。

4. 本約款変更に係るお手続き

本約款変更にご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。
なお、本件は重大な約款変更にあたるため、約款変更にご同意いただけない場合は、異議申立を行うことができます。詳しくは、同封の「異議申立・買取請求のお手続きについて」をご参照ください。

5. 本件に関するお問い合わせ

三菱UFJ投信株式会社
 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
 (受付時間:土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く 9:00～17:00)

【約款変更(予定)について】

当ファンドの投資制限について、平成22年4月23日より商品性維持の観点から信託約款を以下のとおり変更することを予定しています。

約款条文内容(抜粋) 添付の新旧対照表ご参照

変更前(旧)	変更後(新)
運用の基本方針 (3)投資制限 <u>同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。</u>	運用の基本方針 (3)投資制限 <削除>

---公告---

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「三菱UFJ 欧豪リートファンド(毎月決算型)」(以下「ファンド」といいます。)につきまして、左記の通り投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

一、変更内容
 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合の投資制限を撤廃する約款変更を行います。

二、変更理由
 昨今の欧州およびオーストラリアのリート市況の変化を受け、商品性維持の観点から、当該投資制限を撤廃する約款変更を行うことが、受益者の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

三、変更予定日および変更適用予定日
 右約款変更は、平成二十二年三月二十五日付で行い、平成二十二年四月二十三日より適用する予定です。

ファンドの受益者で右約款変更にご異議のある方は、平成二十二年二月十一日から平成二十二年三月十六日までに、当社に対し書面によりその旨をお申し出下さい。右期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数が、平成二十二年二月十一日のファンドの投資信託約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り投資信託約款を平成二十二年三月二十五日付で変更し、平成二十二年四月二十三日より適用します。ご異議のお申し出のあったファンドの受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額で、取扱販売会社を通じて、平成二十二年三月二十六日から平成二十二年四月十四日までの間に、当該ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

平成二十二年二月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
 三菱UFJ投信株式会社